

受水槽・高架水槽清掃業務委託仕様書

(一般事項)

- 1 業務の実施は、「岡山市簡易専用水道の取扱に係る指導指針」に基づき行うものとする。
- 2 業務の施行については、学校施設課係員（以下「係員」という）の指示に従うこと。
- 3 履行期限は契約日から令和7年10月31日までとする。
着手は契約日とするが、作業は原則として学校の夏期休業期間中（7月19日～8月28日）に実施すること。ただし、学校の工事等で作業が困難な場合はこの限りではない。
- 4 作業日時については、各学校の業務に支障のないよう学校長と相談のうえ決定すること。作業日時が決まったら、作業着手前に係員に作業日程表（時間を明記したもの）を提出すること。
（※土日祝日の作業が必要な場合については、各学校と相談の上決定すること）

(建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書)

- 5 一般競争入札参加資格確認の対象者になった者は、参加資格確認時に岡山下において有効な「建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書」の写しを提出すること。
また、一部再委託を行う場合は再委託の相手方についても、契約締結時に「建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書」の写しを提出すること。
- 6 契約関係書類（健康診断結果書・実施計画書・作業日程表等も含む）は、必ず作業着手前に係員に提出すること。提出書類はA4に統一すること。

(業務責任者)

- 7 業務責任者については、受託者によって3ヶ月以上雇用されている者を選任し、「業務責任者届」により事前に届け出ること。業務責任者は、「厚生大臣または厚生労働大臣の定めるところにより飲料水の貯水槽の清掃に関する講習の課程を修了した者」でなければならない。
「業務責任者届」には、業務責任者が受託者によって雇用されていることの確認できる書類（保険証など）の写し、および「厚生大臣または厚生労働大臣の定めるところにより飲料水の貯水槽の清掃に関する講習の課程を修了した証明書」の写しを添付し提出すること。
- 8 業務責任者は清掃作業中、現場に常駐してその場を離れてはならない。業務責任者が現場を離れるときは、水槽内においていかなる作業も行ってはならない。

(清掃作業員)

- 9 清掃作業員については、受託者または再委託の相手方によって1ヶ月以上雇用されている者から選任し、「飲料水貯水槽清掃作業従事者届」により事前に届け出ること。
「飲料水貯水槽清掃作業従事者届」には、清掃作業員が受託者または再委託の相手方によって雇用されていることの確認できる書類（保険証など）の写しを添付すること。また、水槽内での作業をおこなう者については「厚生大臣または厚生労働大臣の定める研修を修了した証明書」を添付すること。
- 10 清掃作業は、業務責任者及び「飲料水貯水槽清掃作業従事者届」に記載された者によってのみ実施し、届け出のない者の作業への従事は一切禁止する。

(従事者の健康管理)

- 11 業務責任者及び清掃作業員については、健康状態の良好な者でなければならない。

「業務責任者届」・「飲料水貯水槽清掃作業従事者届」には、最近1ヶ月以内に実施した検便（赤痢菌，サルモネラ菌，病原性大腸菌）の結果表の写しを添付すること。

(再委託届)

- 12 委託業務については、基本的に受託者及びその従業員で行い、その全部または大部分を再委託しないこと。やむを得ない事情により、受託者のみで業務を遂行することが困難な場合は、係員と協議の上「一部再委託届」を提出し、その一部を再委託することができる。

(軽微な修繕)

- 13 軽微な修繕が必要と認められる場合には、修繕等を行い、報告書に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。なお、当該修繕等が軽微に相当するかどうかの判断が困難な場合は、係員と協議すること。

(清掃方法、報告書・写真等)

- 14 水槽内の清掃及び点検は、厚生労働省健康局長名による平成20年1月25日付け、健発第0125001号通達「建築物環境衛生維持管理要領」に準じるものとする。
- 15 水槽内の清掃に使用する器具は、水槽の清掃専用のものとする。特に、水槽内で使用する長靴で地面などを歩きまわらないこと。
- 16 水槽内は天井面を含む全ての面について清掃をおこない、内部の剥離した塗膜は汚れとみなし、取り除くこと。(剥離した塗膜が残っている箇所については、清掃が行われていないと判断する。)
また、マンホールの内側及びパッキンの部分についても清掃をおこなうこと。水槽外面等についても清掃を実施し、管理・衛生上で支障がないようにすること。
- 17 配管には乗らないこと(配管上に乗っているところなどを現認した場合には、それ以前の状態にかかわらず配管変形部等の修理行うこと)。マンホールの開閉は、慎重に行うこと。
- 18 水槽の清掃とともに下記の部分について点検をおこない、異常のあった箇所については写真を撮ること。

☐ 給水ポンプ点検

☐ 通気管・溢水管点検

☐ 配電盤点検

☐ 漏水・亀裂点検

☐ 各バルブ点検

☐ ボールタップ・電極棒点検

- 19 水槽清掃中に通気管等の防虫網を取り外した場合には、清掃終了後必ず原状復帰すること。
- 20 水質検査については清掃後に、高架水槽ごとに建物内の蛇口から採水すること。検査結果が基準に達しないときには、再清掃を指示する場合がある。

細菌検査：一般細菌，大腸菌の2項目

化学検査：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素，塩化物イオン，有機物(全有機炭素(TOC)の量)，pH値，味，臭気，色度，濁度，亜硝酸態窒素の9項目

※ 平成26年4月より法改正に伴い「亜硝酸態窒素」項目が追加

- 21 作業完了後はポンプ室内に清掃実施者の名称及び登録番号の表示をおこなう。その後、清掃完了状況、各受水槽・高架水槽の蓋の施錠を校長または教頭が確認し、「受水槽・高架水槽清掃完了証明書」に学校名・確認者の職氏名の署名を受けること。

22 清掃作業完了後、水質検査の結果書および別紙「写真撮影要領」に基づき撮影した写真を添付のうえ、「受水槽・高架水槽清掃作業報告書」を正副2部（副については水質検査の結果書など写しで可）提出すること。

正本については学校施設課で管理することになるため、全ての学校の報告書を1冊にまとめること。
なお、副本については各学校に送付するため、1冊にまとめる必要はない。

23 不良箇所や指摘事項等がある場合は、作業報告書の備考欄に内容、原因等について、具体的に記すこと。（ポンプ不良 × → 揚水ポンプのグランドパッキンから多量の漏水あり、など）

24 清掃終了後は各々の貯水槽に給水し、水道が使用できる状態に復旧すること。

（立ち入り検査）

25 作業現場について、立ち入り検査または監視を行う場合がある。また、業務責任者及び清掃作業員について、本人の確認のため運転免許証など身分証明書の提示を求める場合がある。

業務責任者などが本人と確認できない場合、または立ち入り検査などで本仕様書において禁止する行為などが発覚した場合は、すでに清掃が完了したすべての水槽においても目的が達成されていないと判断し、再清掃及び再水質検査を指示する場合がある。

なお、再清掃の際に排水する水道水の料金は受託者の負担とし、その金額は当該校の水道料金などを参考に岡山市教育委員会において決定する。

（安全対策）

26 校内における作業及び機材等搬入のための車両の進入に際しては、学校施設に損傷等がないよう十分注意する。また、児童・生徒等に対しての事故等がないよう十分な安全措置を講ずること。

27 作業にあたっては、労働安全衛生規則など関係法規を遵守し、墜落事故等がないよう十分な安全措置を講ずること。

（特記事項）

28 学校によっては、工事等を実施中の棟があるため、工事の施工業者・学校と作業日程等について適宜連絡調整を行い、作業を円滑かつ安全に実施すること。工事に伴い、排水管を撤去している校舎もあるため、排水はサニーホース等を用いるなど、排水が学校敷地内に溢れないよう注意すること。

※令和7年度は特別教室の空調工事が実施予定のため、日程調整時によく確認をすること。